

# 容器包装リサイクル法の施行について

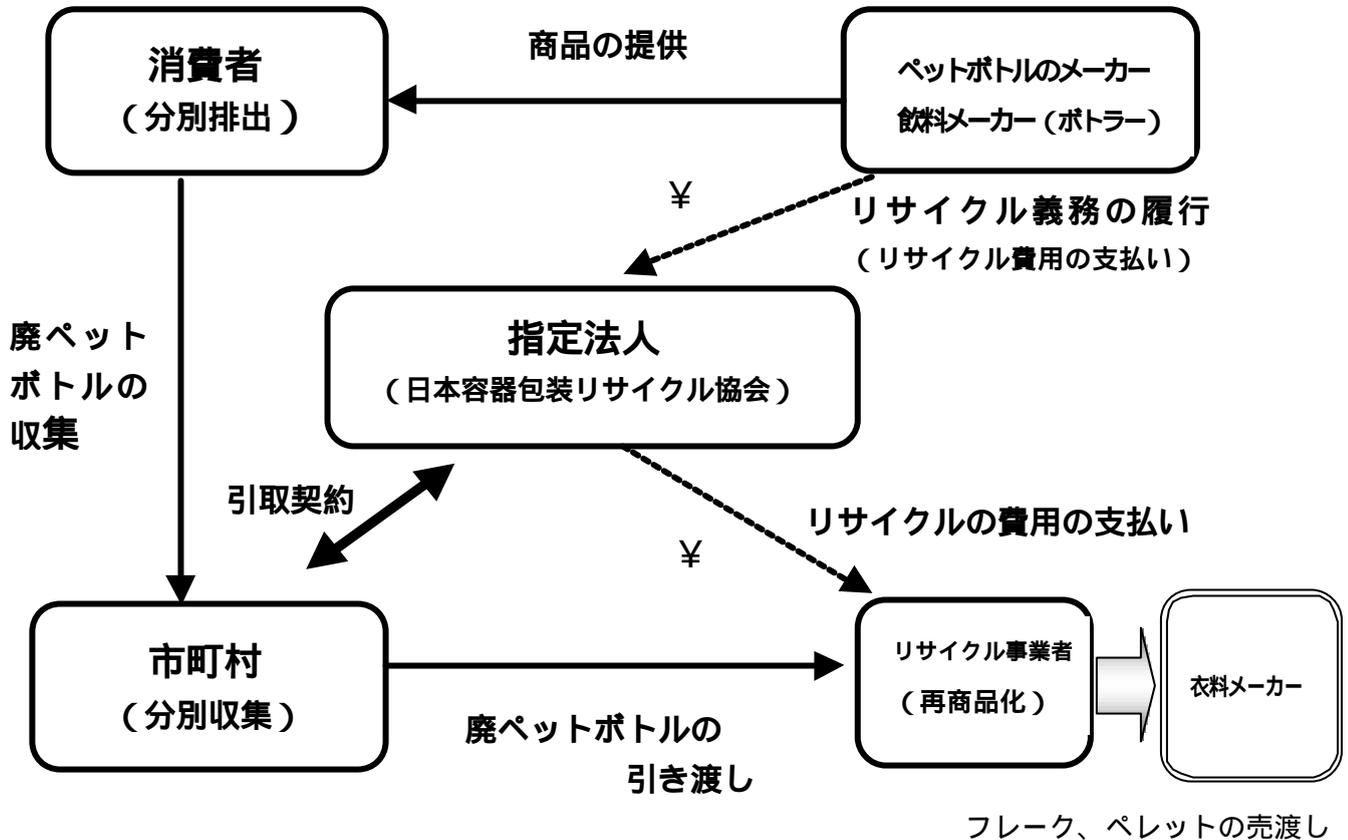
平成13年1月  
環境立地局

## (1)経緯及び内容

一般廃棄物の2～3割（重量比。容積比では6割）を占める容器包装のリサイクルを促進するため、平成7年に制定。

消費者による分別排出。市町村による分別回収。指定法人への引渡し（実際には指定法人から委託を受けたリサイクル事業者が引き取ってリサイクルを実施）。容器包装を製造する事業者や商品販売に利用する事業者が排出量に見合ったリサイクル費用を指定法人に払い込む。

容器包装リサイクル法のスキーム図（ペットボトルの場合）



**(2)平成9年から一部施行を開始。本年4月から本格施行。**

(平成9年～)対象品目：ガラスびん(数十万ト)、ペットボトル(30万ト)

リサイクル費用を支払う企業：大企業(約500社)

(本年4月～)対象品目：上記に加え紙製容器包装(約200万ト)、プラスチック製容器包装(約300万ト)

リサイクル費用を支払う企業：上記に加え中小企業(数万社)

(小規模企業は対象から除外されている)

**対象となる事業者**

	平成9年度 より	平成12年度 より
大規模事業者		ガラスびん、PETボトル
		紙製容器包装、プラスチック製容器包装
中小規模事業者		ガラスびん、PETボトル
		紙製容器包装、プラスチック製容器包装
小規模事業者	適 用 外	